

住宅改修費支給事業実施細則

1 住宅改修の範囲

住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2 住宅改修費の支給要件

当該住宅改修費は支給対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認める場合に支給するものとする。

3 支給の限度

住宅改修費の支給は原則1回とする。

なお、市長が特段の事情があると認める場合には再支給も可能とするが、この場合は障害者総合支援センターに意見を求めるものとする。

4 実施上の留意事項

市長は、事業実施に際して支給を受けようとする者又はその保護者に対して、事業内容を十分に周知し、事業が円滑に実施されるよう努めること。